



事 務 連 絡

平成29年11月29日

一般社団法人 小郡三井医師会 御中

久留米市保健所長 内藤 美智子
(保健所保健予防課)

予防接種資料（インフルエンザ接種期間延長）の配布について

平素より市予防接種業務にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、インフルエンザワクチン供給の影響等により、今年度は平成30年1月31日まで高齢者のインフルエンザ予防接種の接種期間を延長いたします。

つきましては、配布資料を別紙のとおり受託医療機関へ送付しておりますので、不足分がございましたら、下記までご連絡くださいますようお願いいたします。

〒830-0022

久留米市城南町 15-5 商工会議所 4F

久留米市保健所 保健予防課

担当：中村、木原

TEL：0942-30-9730

FAX：0942-30-9833

高齢者のインフルエンザ接種期間延長について

平成29年11月28日

久留米市保健所長 内藤 美智子

(担当：保健所保健予防課)

久留米市では、平成29年度高齢者インフルエンザ予防接種の期間を、現在平成29年10月2日から平成29年12月28日までとしているが、厚生労働省健康局健康課から、ワクチンの製造が遅れているため、定期接種によるワクチン接種希望者が平成30年1月以降も適切に接種できるよう配慮する旨の事務連絡があっている（「季節性インフルエンザワクチンの定期の予防接種における接種時期等について」平成29年11月6日）。

このことから、平成29年度に限り、現行の接種期間を平成30年1月31日まで延長することとする。

1. 実施期間

- ・ 現行期間：平成29年10月2日(月)～平成29年12月28日(木)
- ・ 延長期間：平成29年10月2日(月)～平成30年1月31日(水)

2. 接種対象者

- ① 接種日当日に65歳以上の者*
- ② 接種日当日に60歳以上65歳未満の者*であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省が定めるもの
(※ただし、①②とも平成29年12月28日までに上記年齢を迎えている者に限る。
現行の対象者と変更なし。)

3. 実施医療機関

市内医療機関(4医師会及び非医師会員医療機関)
福岡県定期予防接種広域化実施医療機関

4. 広報

広報くるめ12/15号、ホームページに情報掲載
ポスターやチラシの設置 等

5. その他

実施方法・接種上の注意点・料金・予診票の記載・添付書類及び確認書類等については当初のとおり。

インフルエンザ接種期間延長についてのQ&A

H29年度

Q1. なぜ高齢者のインフルエンザ予防接種の期間を延長するのですか？

A1. ワクチンの生産・出荷が遅れていることから、実施期間を平成30年1月31日まで延長します。なお、医療機関にワクチンが納品されるまで、お待ちいただく場合があります。

Q2. 接種期間の延長に伴い、接種対象者の枠も広げるのですか？

A2. 接種対象者は従来と変わりません。接種期間の延長に伴い、昭和27年12月29日～昭和28年1月31日生まれの方も接種日当日に65歳以上となりますが、今回はワクチン供給不足の関係で接種期間を延長しているため、接種期間延長に含まないことになります。60歳～65歳未満の一部の対象者についても同様です。

Q3. 接種できる医療機関は1月以降も変わらないのですか？

A3. 変わりません。久留米市内の受託医療機関及び市外の福岡県定期予防接種広域化実施医療機関（福岡県内）が対象となります。

Q4. 県外の医療機関や施設に入院・入所している際、1月以降も接種できますか？

A4. 1月以降も、対象者であれば従来どおり県外で接種した際に費用を全額自己負担した場合は償還払いが可能です。

Q5. 延長措置以前に発行された無料確認書は有効期限が12月28日と記載されていますが、1月以降も使用できますか？

A5. 使用できます。延長措置決定以降の無料予防接種確認書は、有効期限は1月31日までと記載しております。

Q6. 対象者に対してどのような周知をしますか？

A6. 市民全体への周知として、ホームページの更新を行います。その他、12月15日号の広報くるめへの掲載をします。

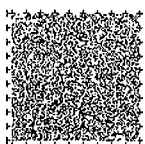
また、久留米市内の受託医療機関、市の保健センターや市民センター、総合支所、関係部局に延長措置に関するチラシとポスターの設置を行います。

高齢者のインフルエンザ予防接種 接種期間を平成30年1月31日まで延長します！

インフルエンザワクチンが不足しているため、平成30年1月31日まで高齢者インフルエンザ予防接種の接種期間を延長します。

接種期間	平成29年10月2日(月)～平成29年12月28日(木) ↓ 平成29年10月2日(月)～平成30年1月31日(水)
対象者	①平成29年10月2日～平成29年12月28日に接種する場合 久留米市に住民票があり、下記に該当される方 (1) 接種日当日に65歳以上の方 (2) 接種日当日に60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器に重い病気 または、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に重い障害がある方(身体障害者手帳1級相当) ②平成29年12月29日～平成30年1月31日に接種する場合 久留米市に住民票があり、平成29年12月28日時点で下記に該当される方 (1) 65歳以上の方(昭和27年12月28日以前に生まれた方) (2) 60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器に重い病気 または、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に重い障害がある方(身体障害者手帳1級相当) (昭和27年12月29日～昭和32年12月28日生)
接種料金	自己負担額 1,620円 ※接種期間内1回に限る ※対象者のうち、市県民税非課税世帯・生活保護受給世帯・中国残留邦人等支援法に基づく支援給付受給世帯に属する方は、自己負担金の免除が受けられます。手続きが必要です。裏面をご覧ください。
接種場所	(1) 市内の受託医療機関(約230か所) (2) 市外の福岡県定期予防接種広域化実施医療機関(福岡県内) ※入院、施設入所による県外での接種については、久留米市保健所保健予防課にご相談ください。
医療機関へ持っていくもの	(1) 『健康保険証』、『免許証』など年齢及び久留米市民であることが確認できるものをいずれか1つ (2) 60歳以上65歳未満の対象者は『身体障害者手帳(1級)の写し』、『医師の意見書』、『診断書』のいずれか1つ (3) 自己負担金免除の対象者は、このほかにも必要なものがあります。詳細は、裏面をご覧ください。

音声コード



※対象者以外で接種を希望される方は、医療機関で全額自己負担で接種できます。詳細は医療機関へお問合せください。

裏面もご覧ください！



自己負担金の免除（無料接種）が受けられる方

自己負担金免除（無料接種）の対象者は、表面『医療機関へ持っていくもの』のほかに、下記①～⑥のうちいずれか1つを医療機関へお持ちください。

表面『対象者』のうち 無料で接種できる方	医療機関へ提出 または 提示するもの
市県民税非課税世帯の方 (平成29年度) ＝住民票の世帯全員が市県民税 非課税	①無料予防接種確認書（無料発行） ※下記記載の6か所の発行窓口で申請受付後、即日発行。 ※市民センターで申請の際は、後日郵送。 ※申請の際は、来庁者本人を確認できる健康保険証や運転免許証等をお持ちください。同一世帯以外の方が代理で来庁される場合は、委任状が必要です。 ※60～65歳未満の対象者は、発行窓口及び医療機関へ障害が確認できるものをお持ちください。 ※平成29年1月1日以降に転入された方は、保健所保健防課にお問合せください。
	②平成29年度介護保険料納付通知書（保険料段階1～3のみ）
	③介護保険負担限度額認定証
	④後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 ※「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」は、世帯全員非課税とは限らないため、自己負担金免除のための確認書類にはなりません。
	問合わせ（無料予防接種確認書発行窓口） 久留米市保健所保健予防課（城南町15-5 商工会館4階） 電話 0942-30-9730 FAX0942-30-9833 田主丸総合支所市民福祉課内（田主丸町田主丸459-11） 電話 0943-72-2112 FAX0943-72-3819 北野総合支所本館1階（保健師事務室）（北野町中3245-3） 電話 0942-23-1307 FAX0942-78-6482 城島総合支所市民福祉課内（城島町檜津743-2） 電話 0942-62-2112 FAX0942-62-3732 三潆保健センター（三潆町玉満2779-1） 電話 0942-64-2412 FAX0942-65-0957 南部保健センター（上津1-13-22）上津市民センター横 電話 0942-21-0056 FAX0942-21-0030
生活保護受給世帯の方	⑤生活保護受給証明書（無料発行） ※久留米市役所 生活支援第1課・第2課で発行 （問合せ 電話 0942-30-9023 FAX 0942-30-9710）
中国残留邦人等支援法に基づく支援給付の支給決定を受けている方	⑥支援給付証明書（無料発行） ※久留米市役所 生活支援第1課で発行 （問合せ 電話 0942-30-9023 FAX 0942-30-9710）



予防接種の効果的な接種時期

季節性インフルエンザの国内流行期は、通常12月から翌年3月頃ですので、12月中旬までの接種をおすすめします。予防接種をすることにより、インフルエンザにかかっても、重症化や死亡する危険性を減らす効果が期待できます。また、予防接種の効果は、接種後2週間から5か月程度とされており、流行するウイルスも毎年変化するため、毎年の接種が必要です。

音声コード

